

第5分科会「人類と核は共存できない—脱原発と核兵器廃絶国際ネットワーク」報告

【本分科会の問題意識】

福島原発事故後3年が経過しても、被害者に対する責任を果たさないまま、政府は原発再稼働と原発輸出を強行しようとしている。その背景には、核兵器保有国の核の傘に依存しつつ、核エネルギーの民生利用（原発）は積極的に推進するという政府の核政策がある。原発の導入と核兵器依存は表裏一体のものとして進められてきた。原発事故と対抗するうえで、核兵器との関連を視野に入れることは欠かせない。今、国際社会では、核兵器の非人道性に着目し廃絶に向かおうとする潮流が高まりつつあるが、一方で現行国際法のもとでは、核エネルギーの平和利用は禁止されていないどころか権利とされている現実がある。私たちは、この現実を踏まえ、どのような価値観と論理で脱原発を実現するかが問われている。

そこで、本分科会は、まず核兵器と原発の法的・社会的位置づけを確認し、脱原発へと舵をきったドイツや原発再稼働を阻止したフィリピンなどの国際的経験を学び、かつ国際社会において福島原発事故はどのようにみられているのかを知ることで、脱原発と核兵器廃絶への展望をつかむことを目的に企画されたものである。（日本国際法律家協会・日本反核法律家協会共催）

【構成と概要】

●基調講演

「核兵器と核の『平和利用』をめぐる法と政治」国際法学者 山田寿則（明治大学）

NPT 成立の過程から、核保有国による核兵器独占のために非核保有国との間で核の『平和利用』が取引された経緯とその矛盾が明らかになり、フクシマの事態を受けて核廃絶を主張する側から、原発の存続は将来世代に対する犯罪であるという新しい主張が生まれてきていることが報告された。

●パネルディスカッション（コーディネーター 弁護士 漆原由香）

○「ドイツはどうやって脱原発を実現したか」弁護士 千葉恒久

ドイツを脱原発へと舵をきらせた最大の力は、何十年にもわたる市民の抵抗運動であり、同時に市民が主体的に再生可能エネルギーの展望を切り開いたことにあると語った。

○「フィリピンの原発稼働停止のとりくみと現状」NGO フィリピンアジア太平洋移民ミッション日本代表 ルイシト・ブッチ・ポンゴス（日本国際法律家協会インターン）

アメリカ企業が進めたバターン原発建設に対し、経済的搾取を受けてきた市民が立ち上がり、その稼働を食い止めた経緯が語られた。

○「核兵器廃絶に向けた運動と現状」元広島平和文化センター理事長 スティーブン・リーパー

核兵器も原発も too dangerous であり、なくさなければならないし、原爆と原発双方の被害を体験した日本こそその先頭に立つべきであると語った。

○「国際的な動きをどう作るのか」NGO ヒューマンライツナウ事務局長 弁護士 伊藤和子

経済コスト理由に低線量放射線安全基準値を引き上げた日本政府に対し、国連特別報告者による「グローバル勧告」が人権の視点から健康を守る施策を行うよう迫った経緯が語られた。

その後の質疑応答では、全体会の基調講演者柳田邦男氏も参加され、内容をさらに深めるものとなった。

尚、開会前及び昼食休憩中には映像「不毛の大地」「原発内部の映像・フィリピン」「原爆症認定集団訴訟の記録・おりづる（予告編）」「アオギリにたくして（予告編）」を上映した。

【参加者の感想等】

参加者約 60 名。アンケートには、原発と核兵器の関係がよくわかった、市民が主体的に行動する必要性を感じた、国境を超える放射能被害に対抗するには国際的なつながりが重要だ、といった声が寄せられ、企画意図が伝わった手ごたえを得た。本分科会の報告集は以下を参照のこと。

(http://genpatsu-jinken.net/images/140411/houkoku_moushikomi.pdf)